

## 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化と離職者訓練制度の継続を求める意見書

高齢社会の急速な進展等に伴い、国民の福祉・介護のニーズはますます拡大し、介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で質の高い介護サービスを安定的に供給していくためには、介護人材の安定的確保・資質の向上が不可欠となっている。また、平成27年2月25日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会から報告された「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環に向けて～」において施策の方向が示され、介護ニーズの高度化、地域包括ケアシステム及び地域連携等の施策に対応した質の高い介護人材養成と確保が必要とされている。

現在、介護福祉士を目指す学生に対する介護福祉士等修学資金貸付制度や雇用対策の一環としての介護福祉士養成に係る離職者訓練が行われ、介護業界の中核をなす介護福祉士の養成に対する取組が高い評価を得ている。

当県においては、介護福祉士養成施設への入学者の減少傾向に歯止めがかからず、平成27年度においても定員を大幅に下回る状況にあり、現状の推移では教育課程の廃止や入学生の募集停止を検討せざるを得ない養成施設も少なくない。また、養成校も中高校生を対象とした介護に関する啓発活動や高校訪問、介護の日のイベントなどによるイメージアップの努力をしているが、十分な効果が得られていない状況である。

介護福祉士等修学資金貸付制度及び介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度が継続されなければ、更なる介護人材不足により介護離職者が増えることが懸念される。

よって、国においては、介護を取り巻く環境を更に悪化させないため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化を図ること。
- 2 介護福祉士養成に係る離職者訓練制度（2年課程）の継続実施及び恒久化を図ること。
- 3 教員及び介護福祉士の資質の向上確保のための再教育に対する財政的支援等措置を講じること。
- 4 介護福祉士養成の専門学校に対する経常費及び施設設備拡充のための財政的支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月6日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
厚 生 労 働 大 臣  
復 興 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一